

経営企画課
下水道計画課
(東部・西部地域下水道事務所)



1. 下水道事業の沿革

昭和27年 8 月 事業着手（船見処理区）
 昭和33年度 地盤沈下対策下水道事業推進
 昭和39年 6 月 新潟地震被災（42年に全施設の復旧を完了）

昭和42年～46年度 第2次下水道整備五箇年計画（重点項目として、旧市街地の排水不良の解消及び新市街地の浸水対策）

昭和42年 4 月 船見下水処理場運転開始
 昭和43年～44年度 下水道全体計画を策定し、4 処理区（船見・中部・東部・北部処理区に大別）

昭和46年～50年度 第3次下水道整備五箇年計画（重点項目として、水質汚濁防止対策・生活環境の改善・新市街地の浸水対策）

昭和46年 船見処理区の面整備完了
 昭和48年 7 月 中部下水処理場建設に着手
 昭和48年11月 船見下水処理場増設に着手

昭和51年～55年度 第4次下水道整備五箇年計画（重点項目として、水質汚濁防止・生活環境の改善・浸水対策）

昭和52年10月 船見下水処理場増設（処理能力60,000m³/日）完成
 昭和54年12月 受益者負担金条例の公布
 昭和55年 7 月 中部下水処理場（1 系列30,000m³/日）の運転開始に伴う万代地区を処理開始
 昭和55年10月 信濃川下流域下水道新潟浄化センター（12分の1 系列25,200m³/日）が供用し、山の下地区を処理開始

昭和56年～60年度 第5次下水道整備五箇年計画（重点項目として、水質汚濁防止・生活環境の改善・浸水対策）

昭和56年 4 月 中部下水処理場増設（処理能力2 系列60,000m³/日）
 昭和58年 4 月 新津浄化センターの運転開始
 昭和59年 4 月 中部下水処理場増設（処理能力3 系列90,000m³/日）
 （姥ヶ山・下所島・白山排水区及び新潟第2・3 処理分区の一部を処理開始）

昭和60年 4 月 中部下水処理場増設（処理能力4 系列120,000m³/日）

昭和61年～ 平成2 年度 第6次下水道整備五箇年計画（重点項目として、水質汚濁防止・生活環境の改善・浸水対策）

昭和62年度 2 月 島見地区の特定環境保全公共下水道事業に着手
 平成2～4 年度 平成22年を目標年次とする下水道全体計画の策定
 平成3 年 2 月 特定環境保全公共下水道（島見地区）処理開始

平成3 年～7 年度 第7次下水道整備五箇年計画（重点項目として、水質汚濁防止・生活環境の改善・浸水対策及び普及率アップ）

平成4 年 1 月 特定環境保全公共下水道事業（赤塚処理区）の着手
 平成4 年 3 月 山の下排水区の雨水排除改善事業に着手
 平成4 年10月 西川処理区を追加し、全市を5 処理区に大別
 平成5 年 2 月 船見処理区の雨水排除改善事業の着手と曾野木及び姥ヶ山排水区の事業着手
 平成5 年 3 月 阿賀野川流域下水道関連公共下水道（北部処理区）の事業着手
 平成5 年 7 月 中部下水処理場増設（処理能力5 系列180,000m³/日）（坂井輪排水区の一部を供用開始）
 平成6 年 3 月 特定環境保全公共下水道（赤塚処理区）処理開始

平成8 年～14年度 第8次下水道整備七箇年計画（重点項目として、人口普及率の向上・雨水改善事業の推進・施設の更新）

平成8 年 1 月 西川流域下水道関連公共下水道（西部処理区）事業着手
 平成9 年12月 白根処理区の事業着手
 平成10年 3 月 中部処理区の五十嵐排水区の事業着手と白山・関屋雨水排除改善事業着手
 平成10年 3 月 新井郷川浄化センターの運転開始
 平成10年 4 月 阿賀野川流域下水道関連公共下水道（北部処理区）処理開始
 平成10年 4 月 ポンプ場管理センターの運転開始
 平成10年 5 月 白山公園ポンプ場の運転開始
 平成10年 8 月 8.4集中豪雨水害（総合的な雨水対策整備の推進）
 平成11年 7 月 中部処理区の坂井輪排水区の雨水排除改善事業に着手
 平成11年 8 月 8.12集中豪雨水害（2 年連続の集中豪雨を踏まえ、公共施設など雨水対策整備の拡充・推進）
 平成12年 4 月 雨水流出抑制施設設置助成の開始
 平成13年12月 船見処理区の雨水排除改善事業の概成

平成14年 9月 新潟市公共下水道事業着手50周年記念式典
 平成14年 9月 西川浄化センターの運転開始
 平成15年 3月 「にいがた下水道プラン」策定にP I 導入

平成15年～19年度 下水道整備新五箇年計画（にいがた下水道プラン）（重点項目として、処理区域の拡大、総合雨水対策の推進、施設の更新・再構築）

平成15年 9月 雨水流出抑制施設設置助成制度が国土交通大臣賞を受賞
 平成15年 9月 合流改善アドバイザー会議の設置
 平成16年 3月 白根中央浄化センターの運転開始
 平成16年 4月 上新栄町污水中継ポンプ場の運転開始
 平成16年 7月 関新ポンプ場の運転開始
 平成17年 7月 小新ポンプ場の運転開始
 平成18年 4月 地方公営企業法を一部適用（公営企業化）

平成20年～30年度 新潟市下水道中期ビジョン（3つの基本方針と9つの施策）
 基本方針1 美しい田園環境都市を守り育てる下水道
 基本方針2 安心・安全な暮らしを守る下水道
 基本方針3 市民と協働の力が育む下水道

平成20年 4月 防水板設置等工事助成の開始
 平成21年 4月 住宅かさ上げ助成の開始
 平成22年 6月 下山ポンプ場の運転開始
 平成23年 4月 新潟市公設浄化槽制度の開始
 平成24年 4月 新潟市公設浄化槽制度（引取制度）の開始
 平成24年 4月 農業集落排水事業の下水道事業会計での経理開始
 平成24年 7月 駐車場かさ上げ助成の開始
 平成25年 1月 消化ガス発電の開始
 平成25年 2月 田んぼダムの整備開始
 平成25年 4月 排水設備工事配管延長助成の開始
 平成25年 6月 新潟市バイオマス産業都市構想の認定
 平成25年 9月 消化ガス発電の取組みが国土交通大臣賞「第6回循環のみち下水道賞」を受賞
 平成25年10月 木戸雨水貯留施設の供用開始

平成26年度～平成30年度 新潟市下水道中期ビジョン[改訂版]（3つの基本方針と9つの施策）
 基本方針1 安心・安全な暮らしを守る下水道

基本方針2 美しい田園環境都市を守り育てる下水道
 基本方針3 市民と協働の力が育む下水道

平成27年 7月 市役所前バスターミナル歩道部下水熱を利用した融雪施設の運転開始
 平成28年 3月 秋葉区小須戸地内の花ステーション下水熱を利用した空調設備の運転開始
 平成28年 4月 県内で初となるマンホールカードの配布を開始
 平成28年 6月 下水汚泥と刈草の混合消化開始
 平成28年 9月 下水熱を利用した歩道融雪が国土交通大臣賞「第9回循環のみち下水道賞」を受賞
 平成28年10月 南万代小学校にマンホールトイレ設置完了
 平成29年10月 新潟柳都中学校にマンホールトイレ設置完了
 平成30年 3月 ヒートポンププレスで低LCCと高COPを実現する下水熱融雪システムに関する研究が下水道革新的技術実証事業にて採択
 平成30年 9月 新潟市下水道ストックマネジメント計画策定
 平成30年12月 ヒートポンププレスで低LCCと高COPを実現する下水熱融雪システムに関する研究の実証実験施設完成・データ収集開始

2019年度～2028年度 第二次新潟市下水道中期ビジョン

施策1 下水道施設の機能確保と計画的な改築
 施策2 雨に強い都市づくり
 施策3 地震・津波対策の推進
 施策4 総合的な汚水処理の推進・合流式下水道の改善
 施策5 下水道資源の有効利用
 下水道経営（財政・人材・広報）

平成31年 3月 白根水道町ポンプ場の運転開始
 令和元年 6月 大石2号貯留管の供用開始
 令和2年 3月 小須戸調整池の供用開始
 令和2年 3月 山田雨水ポンプ場の運転開始
 令和2年 9月 「音が伝える！ひとが伝える！下水道の魅力～ポジティブPR作戦～」が国土交通大臣賞「第13回循環のみち下水道賞」を受賞
 令和3年 4月 下水道と合併処理浄化槽の二本柱による総合的な汚水処理を開始（市街化調整区域のみ）
 令和4年 8月 8.4集中豪雨水害（東区大山ポンプ場で124.5mm/hを記録、局所浸水対策を推進、抜本対策の検討を加速化）
 令和5年 3月 横越調整池の供用開始

令和5年9月 「Gゼミ《新潟法律大学校下水道広報部》行政と連携したPR実践」
が国土交通大臣賞「第16回循環のみち下水道賞」を受賞
(新潟法律大学校との共同受賞)

令和6年1月 能登半島地震被災(周辺地盤の液状化等により下水道施設も被害)

令和6年3月

2024年度～2028年度 第二次新潟市下水道中期ビジョン(改訂版)

施策1 下水道施設の機能確保と計画的な改築

施策2 雨に強いまちづくり

施策3 耐震化・耐水化の推進

施策4 総合的な汚水処理の推進・合流式下水道の改善

施策5 下水道資源の有効利用・脱炭素化の推進

下水道経営(財政・人材・広報)

令和7年9月 「Z世代へひびけ!!下水道を伝える新たなツールトレーディング
カードゲーム『Circular Economy 水 deck』の制作と展開」が国土
交通大臣賞「第17回循環のみち下水道賞」を受賞
(新潟法律大学校との共同受賞)

2. 下水道計画

下水道計画区域は、全体計画面積約 17,563.26ha を対象とし、4つの流域関連公共下水道と3つの単独公共下水道に大別して整備を進めています。

処理区等	公共下水道 の名称等	全体計画			事業計画		
		面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日)	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (m ³ /日)
単独	船見	465.90	29,020	37,800	411.90	31,581	39,000
	中部	4,384.26	215,960	160,000	3,941.11	228,213	159,200
	白根	485.90	13,251	6,370	384.10	13,041	5,810
信濃川下流流域 新潟処理区	東部	東部	3,666.17	131,630	71,974	3,067.13	136,060
		横越	391.71	10,880	5,611	371.13	11,290
		亀田	1,064.98	32,820	16,537	846.40	34,070
信濃川下流流域 新津処理区	新津	新津	1,786.62	51,436	21,969	1,747.99	58,072
		小須戸	341.72	7,371	3,555	329.58	8,322
阿賀野川流域 新井郷川処理区	北部	北部	1,210.90	20,897	15,125	774.70	19,934
		豊栄	765.10	24,393	10,412	711.99	27,051
西川流域 西川処理区	西部	西部	1,089.00	37,590	17,479	1,068.30	38,800
		黒埼	584.70	24,920	11,588	584.70	25,800
		西川	250.50	5,840	2,745	206.30	5,990
		岩室	187.60	4,070	1,913	185.30	4,760
		味方	195.50	2,640	1,042	195.50	3,050
		潟東	103.80	1,490	700	103.80	1,770
		月潟	78.30	1,080	427	78.30	1,240
		中之口	90.30	1,220	573	90.30	1,450
		巻	420.30	10,870	5,109	196.90	7,260
特定環境保全	島見	0	0	0	0	0	0
計		17,563.26	627,378	390,929	15,295.43	657,754	391,881

※島見特環は、北部公共（新井郷川処理区）に編入。

3. 令和7年度末の公共下水道整備状況

地区別	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	下水道処理 人口普及率 (%)	都市浸水対策 整備対象区域面積 (ha)	都市浸水対策 整備済区域面積 (ha)	都市浸水 対策達成率 (%)	計画雨水整備水準
新潟	468,798	451,340	96.3	7,649.33	4,696.39	61.4	5～10年 33～56 mm/h
黒埼	25,113	22,192	88.4	356.40	293.80	82.4	7～10年 40～50 mm/h
新津	64,225	61,505	95.8	820.44	349.42	42.6	5～7年 36～48 mm/h
白根	34,404	12,317	35.8	224.90	224.90	100.0	10年 50 mm/h
豊栄	44,241	31,186	70.5	275.33	219.53	79.7	10年 50 mm/h
小須戸	8,778	8,670	98.8	133.37	133.37	100.0	5年 38 mm/h
横越	11,961	11,660	97.5	191.40	114.45	59.8	5～10年 33～50 mm/h
亀田	35,226	35,093	99.6	677.90	224.64	33.1	5年 33 mm/h
岩室	7,435	4,670	62.8	—	—	—	—
西川	10,012	6,033	60.3	—	—	—	—
味方	3,796	2,755	72.6	—	—	—	—
潟東	4,716	1,681	35.6	—	—	—	—
月潟	3,136	1,235	39.4	—	—	—	—
中之口	5,023	1,378	27.4	—	—	—	—
巻	24,519	6,310	25.7	—	—	—	—
合 計	751,383	658,025	87.6	10,329.07	6,256.50	60.6	

$$\text{下水道処理人口普及率} = \frac{\text{処理区域内人口(人)}}{\text{行政区域内人口(人)}}$$

$$\text{都市浸水対策達成率} = \frac{\text{都市浸水対策整備済区域面積(ha)}}{\text{都市浸水対策整備対象区域面積(ha)}}$$

※都市浸水対策達成率：概ね5年確率降雨に対応した整備完了区域の割合

4. 下水処理場計画概要

○流域関連公共下水道

		新潟浄化センター 信濃川下流流域下水道 (新潟処理区)	新潟浄化センター 信濃川下流流域下水道 (新潟処理区)	新井郷川浄化センター 阿賀野川流域下水道 (新井郷川処理区)	西川浄化センター 西川流域下水道 (西川処理区)
所在地		東区下山 3-680	秋葉区古田/内大野開字 鎗池 2	北区名目所 1-167	西区笠木 3392
敷地面積 (㎡)		234,000 (234,000)	143,800 (143,800)	126,500 (126,500)	144,700 (144,700)
計画処理面積 (ha)		5,123 (4,285)	3,178 (3,072)	7,124 (6,267)	4,008 (3,718)
計画処理人口 (人)		175,330 (181,420)	78,524 (92,237)	140,670 (151,534)	112,540 (116,120)
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力	晴天時日最大 下水量 (㎥/日)	94,200 $\left[\frac{94,600}{94,600} \right]$	40,800 $\left[\frac{40,800}{40,800} \right]$	77,200 $\left[\frac{76,300}{76,300} \right]$	59,000 $\left[\frac{57,370}{59,000} \right]$
	雨天時下水量 (㎥/日)	110,000 (111,100)	—	—	—
流入予定水質	BOD (mg/l)	230 (217)	240 (250)	285 (270)	252 (250)
	SS (mg/l)	195 (183)	220 (220)	250 (240)	192 (191)
処理予定水質	BOD (mg/l)	15 (15)	6 (10)	15 (15)	15 (15)
	SS (mg/l)	5 (5)	20 (20)	30 (30)	30 (30)

○単独公共下水道

		船見下水処理場 単独公共下水道 (船見処理区)	中部下水処理場 単独公共下水道 (中部処理区)	白根中央浄化センター 単独公共下水道 (白根処理区)	島見浄化センター 特定環境保全公共下水道 (島見処理区)
所在地		中央区船見町 1-3850-2	中央区太右エ門新田 1422-3	南区根岸 2124	北区島見町 3700-1
敷地面積 (㎡)		18,260 (18,260)	175,100 (175,100)	47,700 (47,700)	5,800 (5,800)
計画処理面積 (ha)		466 (412)	4,384 (3,941)	486 (384)	70.17 (70.17)
計画処理人口 (人)		29,020 (31,581)	215,960 (228,213)	13,251 (13,041)	1,607 (1,441)
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	オキシゲーション・イッチ法
処理能力	晴天時日最大 下水量 (㎥/日)	37,800 $\left[\frac{39,000}{39,000} \right]$	160,000 $\left[\frac{159,200}{160,000} \right]$	6,370 $\left[\frac{5,810}{8,750} \right]$	1,000 $\left[\frac{965}{1,000} \right]$
	雨天時最大下水量 (㎥/日)	126,135 (132,255)	381,482 (397,021)	—	—
流入予定水質	BOD (mg/l)	87 (87)	157 (148)	265 (235)	200 (200)
	SS (mg/l)	122 (122)	125 (119)	220 (185)	200 (200)
処理予定水質	BOD (mg/l)	15 (15)	15 (15)	15 (15)	20 (20)
	SS (mg/l)	13 (13)	14 (14)	20 (20)	30 (30)

※ () 内数値は下水道法上の事業計画値

※島見浄化センターは、島見処理区の新井郷川処理区への編入完了後に廃止予定。

5. 水洗化の普及促進

公共下水道が整備され、処理開始の公示がされた区域では、下水道法によりくみ取り便所及び浄化槽便所を水洗便所に改造しなければなりません。

整備された下水道施設を活用いただくため、助成制度や融資制度を設け、改造工事を行う方々の負担を軽減し、水洗化の普及促進につとめています。

(1) 水洗化普及の推移

年 度		S 42～R 6	R 7
処理区域戸数	単年度（戸）	—	459
	累 計（戸）	331,054	331,513
水洗化戸数	単年度（戸）	—	1,289
	累 計（戸）	306,763	308,052
水洗化率	単年度（％）	—	0.26
	累 計（％）	92.66	92.92

(2) 制度の運用状況

[金額：千円]

年度	水洗便所 改造助成金		排水設備（共同管） 工 事 助 成			排 水 設 備 設置資金融資	
	件数	助成金額	件数	助成金額	戸数	件数	融資金額
R 3	107	3,100	17	10,130	121	12	6,220
R 4	87	2,590	10	4,663	63	9	4,067
R 5	49	1,410	7	3,130	63	9	4,067
R 6	48	2,312	10	5,227	72	8	4,280
R 7	24	710	2	1,526	12	7	4,190

(3) 助成金・融資制度の概要

ア 水洗便所改造助成金（新築及び法人、官公庁は除く）

- ・ 処理開始の日から1年以内に改造したものには、
くみ取り便所 …便槽1槽につき3万円
浄化槽便所 …浄化槽1槽につき3万円を助成します。
- ・ 処理開始の日から1年を超え、3年以内に改造したものには、
くみ取り便所 …便槽1槽につき2万円
浄化槽便所 …浄化槽1槽につき2万円を助成します。

※私道公共下水道で、処理開始の日に工事が完了していない場合は、工事完了の日を処理開始の日とします。

※平成21年度から、生活保護世帯に対しては、水洗便所改造に係る工事費を全額助成（基準工事費以内）。

イ 共同排水設備（共同管）工事助成（新築及び法人、官公庁は除く）

- ・ 2戸以上が共同で排水設備を設置又は補修をする場合、共同部分の工事費（基準工事費以内）の5分の4を助成します。
- ・ 貸家等については3戸以上が共同で排水設備を設置する場合、処理開始の日から1年以内に工事をしたものは共同部分の工事費（基準工事費以内）の4分の3を助成、1年を超えたものには同工事費の3分の2を助成します。

※私道公共下水道で、処理開始の日に工事が完了していない場合は、工事完了の日を処理開始の日とします。

ウ 排水設備工事配管延長助成（新築及び法人、官公庁は除く）

- ・ 敷地が広く配管が長くなる場合や、隣家と境界を接しているため床下などの屋内配管にせざるを得ない場合など、工事費が高額になるため、新設する配管の延長に応じて助成します。

・屋外配管延長が 25m を超える場合 (新設屋外配管延長 $m - 25m$) $\times 7,200$ 円 ・敷地が狭い等の条件により屋内配管となる場合 新設屋内配管延長 $m \times 6,400$ 円 ※屋外、屋内とも助成対象となる配管延長は 30m まで。 ※平成 29 年 10 月より、処理開始の日から 3 年以内の工事が助成対象。	浸透枳と同時に個人製作のタンクを設置 2 千円以内 ※上記の各助成及び融資を受けるには、市税、下水道受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件となります。
エ 融資制度（新築及び法人、官公庁は除く） ・くみ取り便所（排水設備工事を含む）の改造 大便器 1 個の場合 …100 万円以内を融資します。 ※改造する大便器が 1 個増すごとに 20 万円以内を増額できます。 ・浄化槽便所（排水設備工事を含む）の改造 浄化槽 1 槽の場合 …100 万円以内を融資します。 ※改造する浄化槽が 1 槽増すごとに 20 万円以内を増額できます。 ・返済方法と期間 …元金均等月賦償還で 60 ヶ月以内 ・利率 …無利子 ※市が取扱金融機関に資金を預託し、利用者には金融機関から融資を行います。	カ 私道公共下水道設置制度 ・私道が処理開始区域内等であり、一定の条件を満たしている場合、申請により市が私道に公共下水道を設置します。 キ 防水板設置の工事助成 ・浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等の敷地内に設置する防水板の工事に対して助成します。 ・助成対象者 新潟市内に家屋、店舗、事務所等を所有または使用する方 ・助成区域 浸水被害(床上・床下・店舗・車庫浸水)が発生した又は発生する恐れがある区域 ・助成率及び上限額 助成率 …1 / 2 上限額 …50 万円(建物 1 棟当たり)
オ 雨水流出抑制施設設置助成制度 ・雨水による浸水被害の軽減などを目的として、雨水流出抑制施設の設置に対して助成します。 ・対象 …雨どいのある建物（公共下水道の事業計画区域内） ・浸透枳 …1 基につき 2 万円以内 ・貯留タンク（1 基のみ助成、容量：100ℓ以上） 単独(浸透枳は設置せず)で市販の専用タンクを設置 1 万円以内 浸透枳と同時に市販の専用タンクを設置 2 万円以内 単独(浸透枳は設置せず)で個人製作のタンクを設置 1 千円以内	ク 住宅かさ上げ助成制度 ・浸水被害から貴重な財産を守るため、住宅のかさ上げ工事に対して助成します。 ・助成対象者 ……新潟市内に住宅を所有する方 ・助成対象住宅 平成 10 年 8 月 4 日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域に存する住宅

- ・助成対象工事
 - 揚家（既存住宅の土台上げ）：従前より 15 cm 以上
 - 改築時の床上げ：基礎高 60 cm 以上
 - 改築時の盛土：従前の地盤より 30 cm 以上のかさ上げ
 - 新築は除く
 - 建築物が建築基準法に基づく高さ及び斜線制限を越えないもの。

・助成率 … 1 / 2

・上限額 … 100 万円

（標準工事単価 × 建築面積 × 1 / 2 = 助成額）

支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の 1 / 2

標準 単価	工法	揚家	改築かさ上げ			盛土
	㎡当り 単価	65,300 円	50cm 未満	～75 cm 未満	75cm 以上	2,200 円
			5,100 円	8,100 円	13,500 円	

・上限額 … 10 万円

（標準工事単価 8,600 円 × 駐車場面積（㎡） × 1 / 2 = 助成額）

支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の 1 / 2

ケ 駐車場かさ上げ助成

- ・浸水被害から貴重な財産を守るため、駐車場のかさ上げ工事に対して助成します。
- ・助成対象者

新潟市内に駐車場（住居と同一敷地内にあり、居住者自らが使用する駐車場）を所有又は使用する方
- ・助成対象区域

浸水被害（床上・床下・車庫浸水など）が発生した又は発生する恐れがある区域
- ・助成対象工事

既設の駐車場高より平均 10 cm 以上、かつ前面道路より平均 10 cm 以上のかさ上げを行う工事
- ・助成率 … 1 / 2

6. 下水道使用料

昭和 39 年、船見処理区の処理開始（地震被災のため昭和 42 年から徴収）により、本市の下水道条例に、使用料に係る制度を規定しました。

昭和 58 年 4 月から水道料金と下水道使用料の同時徴収を実施しています。

（下水道使用料改定の経緯）

- ・ 昭和 52 年 3 月 原因者負担の原則に沿って初めて使用料を改定
- ・ 昭和 56 年 1 月 中部、流域の 2 処理場運転開始に伴う処理区の拡大を要因として使用料を改定
- ・ 昭和 59 年 4 月 資本費（地方債の元利償還金）の 14.6%を算入し使用料を改定
- ・ 昭和 62 年 4 月 資本費の 59.1%を算入し使用料を改定
- ・ 平成 2 年 4 月 資本費の 87.5%を算入し使用料を改定
- ・ 平成 5 年 4 月 資本費の 100.0%を算入し使用料を改定
- ・ 平成 8 年 4 月 同上
- ・ 平成 12 年 4 月 同上
- ・ 平成 16 年 7 月 同上

（1） 使用料の額（2 か月分）

区 分		単 位		料金（税別）
一 般 汚 水	基本料金	汚水の排除量	0 m ³ ～ 10 m ³	2,380 円
	超過料金 （1 m ³ につき）	汚水の排除量	11 m ³ ～ 30 m ³	158 円
		汚水の排除量	31 m ³ ～ 100 m ³	191 円
		汚水の排除量	101 m ³ ～ 500 m ³	246 円
		汚水の排除量	501 m ³ 以上	314 円
公衆浴場汚水		汚水の排除量	1 m ³ につき	14 円

上記料金表で計算した額に、消費税相当額 10%を加算します。

（2） 使用料収納状況

（公共下水道）

（単位：千円）

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
調定額	13,344,922	13,216,575	13,036,560	13,077,536	13,010,456
収入額	11,447,978	11,273,648	11,177,005	11,200,818	11,099,731
収納率	85.79%	85.30%	85.74%	85.65%	85.31%

7. 受益者負担金

（1） 船見処理区内の下水道受益者を対象に、建設費の一部を受益者負担金として徴収しました。

- ・ 建設省令公布 昭和 44 年 1 月 31 日
- ・ 負担率 対象事業費の 1 / 5
- ・ 単位負担金額 1 m²あたり 122 円 51 銭
- ・ 賦課面積 411.9ha
- ・ 賦課総額 321,743 千円
- ・ 賦課決定年度 昭和 44 年度～昭和 46 年度

（2） 中部下水処理場、新潟浄化センターの稼働に伴う新処理区対応として条例移行し、順次賦課区域を拡大して徴収しました。

- ・ 条例制定 昭和 54 年 12 月 26 日
- ・ 単位負担金額 1 m²あたり 300 円

(3) 受益者負担金収納状況 (収納年度別) (単位: 千円)

収納年度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
R 3	72,058	68,629	95.24%
R 4	43,372	41,837	96.46%
R 5	40,311	39,083	96.95%
R 6	25,718	24,935	96.96%
R 7	29,349	28,443	96.91%

8. 受益者分担金

平成 17 年 3 月 21 日の 12 市町村との合併に伴い、新潟市でも平成 18 年度以降に都市計画決定されていない区域が処理開始されることから、合併市町村との均衡を図るため分担金条例を制定して徴収することとしました。

- ・ 条例制定 平成 16 年 12 月 24 日
- ・ 単位負担金額 1 m² 当り 300 円 (上限 23 万円)

(1) 受益者分担金収納状況 (収納年度別) (単位: 千円)

収納年度	調 定 額		収 納 額	収 納 率
R 3	21,250		20,200	95.06%
R 4	19,294		18,735	97.10%
R 5	15,095		14,451	95.73%
R 6	8,311		7,826	94.16%
R 7	12,119		11,736	96.84%

9. 公設浄化槽

公共下水道の整備と比較して合併処理浄化槽による整備がコスト的に有利な地域を指定し、市が個人の住宅ごとに浄化槽の設置及び維持管理を行うものです。この制度により、高齢化や人口減少など地域の実情・住民ニーズに合致した汚水処理の早期普及を目指しています。

(1) 事業期間 平成 23 年度～令和 9 年度 (予定)

(2) 整備区域

公共下水道の事業計画区域、農業集落排水施設の処理区域を除く地域のうち、市が公設浄化槽整備区域に指定した区域

(3) 対象住宅

専ら人の居住の用に供する家屋 (戸建住宅、共同住宅)、及び家屋の延べ面積の 1/2 以上に相当する部分を専ら居住の用に供する併用住宅 (※事業所、店舗・事務所専用家屋、販売目的の住宅等は除く。)

(4) 対象工事等

市の負担で設置し、維持管理する部分は下記のとおりです。

- ・ 公設浄化槽本体 (設置工事費を含む)
- ・ 送風機 (ブロア)
- ・ 管渠 (浄化槽本体から前後 1 m 以内)
- ・ 最終汚水マス、放流マス

※上記以外の排水設備等は個人負担による設置・維持管理となります。

(5) 分担金 設置費の一部を分担金として受益者から徴収します。

- ・ 5 人槽 120,000 円
- ・ 7 人槽 150,000 円
- ・ 10 人槽 190,000 円

(6) 使用料 使用者から使用料を徴収します。

- ・ 5 人槽 3,340 円/月
- ・ 7 人槽 3,820 円/月
- ・ 10 人槽 4,580 円/月 (いずれも税抜)

(7) 融資 公設浄化槽に接続するための排水設備工事費を無利子融資

- ・ 融資内容は公共下水道接続の場合と同じです。

下水道管理センター



1 下水排除基準に基づく監視・指導

工場・事業場排水の中には下水施設の損傷・機能低下あるいは下水処理機能を阻害し、処理場からの放流水の水質を悪化させるものがあります。これを防止するために、適正な維持管理を行い、下水排除基準に適合した水質の排水を排除するように監視・指導しています。

特定施設設置等届出及び公共下水道使用開始届状況

年 度 区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
特 定 事 業 場	400	400	402	464	460
一 般 事 業 場	115	119	118	126	125
合 計	515	519	520	590	585

立入水質検査状況

年 度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
立入対象事業場数	173	175	189	167	182
立入検査回数	401	408	418	395	407
排水基準超過件数	56	63	57	55	52

特定施設の届出は自動式車両洗浄施設が最も多く、次いで洗たく業の洗浄施設・科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設・飲食店の厨房施設となっています。

一般事業場は大型店舗ビル・病院・学校・高齢者入所施設などが多くなっています。

令和7年度立入水質検査状況と指導状況

分類	基準超過事業場数 /対象事業場数	基準超過件数 /検査件数	内訳（項目別延件数）	指導状況
特定事業場多項目 50 m ³ /日以上	7 / 22	12 / 129	動植物油（5）・pH（4）・BOD（4）・SS（1）	口頭指導（12）
特定事業場多項目 50 m ³ /日未満	2 / 24	2 / 71	pH（2）	口頭指導（2）
一般事業場多項目 50 m ³ /日以上	0 / 9	0 / 21		口頭指導（5）
一般事業場多項目 50 m ³ /日未満	0 / 9	0 / 19		
特定事業場4項目 50 m ³ /日以上	4 / 33	7 / 63	動植物油（6）・pH（3）	注意書（2）・口頭指導（5）
一般事業場4項目 50 m ³ /日以上	11 / 19	13 / 35	動植物油（13）・BOD（3）	口頭指導（13）
自動式車両洗浄施設	18 / 65	18 / 65	鉱油類（18）	注意書（3）・口頭指導（15）
洗たく業（トリクロロエレン使用）	0 / 1	0 / 4		
合 計	42 / 182	52 / 407	動植物油（24）・鉱油類（18）・pH（9）・ BOD（7）・SS（1）	

2. 管渠維持管理(新潟市)

(R07年度末)

管渠総延長	3,468,892 m
公共下水道	3,434,444 m
都市下水路	34,448 m

施設の現況と維持管理状況

			～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
本管	管渠延長	公共下水道(m)	3,377,839	11,270	12,855	5,025	6,005	10,459	6,932	4,058	3,434,444
		都市下水路(m)	34,448	0	0	0	0	0	0	0	34,448
		計 (m)	3,412,287	11,270	12,855	5,025	6,005	10,459	6,932	4,058	3,468,892
	管内 排土, 清掃	排土延長(m)	572,540	2,012	5,955	6,773	5,217	10,117	10,678	10,322	623,614
		排土量(m³)	65,137	7,616	11,839	12,561	11,511	12,089	9,215	11,976	141,944